

情報のコード化に対する制約

江口, 巧
九州大学大学院言語文化研究院

<https://doi.org/10.15017/7170861>

出版情報 : 言語科学. 59, pp.15-27, 2024-03-11. Kyushu University Society for Language Studies (KUSLS)

バージョン :

権利関係 :



情報のコード化に対する制約

江口 巧

1. 序

英語にはある単位の言語形式に情報を盛り込む際の制約として、例えば、「単一経路の制約 (Unique Path Constraint)」(Goldberg (1995))や「様態・結果の相補性仮説 (Manner/Result Complementarity)」(Rappaport Hovav & Levin (2010))といった制約が想定されている。前者は、単文内での位置移動あるいは状態変化の描写の際、二つ以上の経路について叙述することはできないとするもので、例えば次のような文を排除するための制約として機能している。

(1) *Shirley sailed into the kitchen into the garden. (Goldberg (1995: 82))

(2) *Sam kicked Bill black and blue toward the door. (Goldberg (1995: 86))

(2)は、ビルを蹴るという行為の結果として、ビルが black and blue (青あざができる) という抽象的経路と toward the door という物理的経路の二つの異なる経路をたどっているとして容認されない。一方、後者の制約は「様態と結果の意味成分は相補的分布をなし、動詞は一方の意味成分のみを語彙化する」というもので、例えば様態動詞、結果動詞としてそれぞれ以下のような動詞が存在するが、

(3) Manner verbs: nibble, rub, scribble, sweep, flutter, laugh, run, swim ...

(4) Result verbs: clean, cover, empty, fill, freeze, kill, melt, open, arrive, die, enter, faint ...

様態・結果双方の意味を同時に表す動詞はないという事実をこの制約が想定される根拠としている。

これらの制約は、対象となる言語の単位が節のレベルであれ、語のレベルであれ、そこに盛り込まれる情報の量には制約が存在することを示唆している。

本稿では、このような制約と同様の趣旨で、以下のような結果構文や描写構文など特定の構文とされる言語単位において、インプットされる情報、特に焦点 (focus) が置かれる情報は一つに限定されるという制約が存在することを、経験的事実をもとに論じることになる。

(5) Peter read himself into an inferiority complex.

(6) He ate the shrimp raw.

2. 先行研究—断定と前提

本節ではまず、ここでの論点に関する先行研究として、上述した本稿の議論の方向性に導くきっかけとなった Husband (2011)の見解を概観しておく。

上に述べた様態・結果の相補性の仮説 (以降、「様態・結果の相補性」と称する)の妥当性をめぐっては、Koontz-Garboden & Beavers (2011)が、以下のような殺害様態動詞の範疇は様態・結果双方の意味成分を有するとして、この仮説の正当性に疑問を投げかけた。

(7) Manner of death verbs: asphyxiate, behead, crucify, hang, decapitate, disembowel,

drown, electrocute ...

これに対し、Husband (2011: 114-117) は、殺害様態動詞は一樣ではなく、動詞によってアスペクト素性や to death との共起性においてに違いがあることを指摘した。

- (8) King Loui XVI was guillotined #for 30 seconds.
- (9) Cicero was decapitated #for 10 minutes.
- (10) The state of Florida electrocuted Ted Bundy for 30 seconds.
- (11) Joe Delaney drowned for 5 minutes.

- (12) King Loui XVI was guillotined #to death.
- (13) Cicero was decapitated #to death.
- (14) The state of Florida electrocuted Ted Bundy to death.
- (15) Joe Delaney drowned to death.

(8)、(9)に表される行為は、for x time との共起が不可能であることから、繰り返しが不可能な行為であるのに対し、(10)、(11)では繰り返しが可能である。また、(12)、(13)では、動詞によって既に殺害が言及されているため、to death を付加することは過多の情報を加えていることになり容認されないが、(14)、(15)ではそのような非容認性には至らない。

このような観察に基づき、Husband は殺害様態動詞を、死亡という結果を語彙化している I 類とそうでない II 類に分類した。

(16) Class I manner of death verbs: guillotine, decapitate, quarter, immolate, behead

(17) Class II manner of death verbs: electrocute, drown, strangle, asphyxiate, poison

この分類に従えば、結果を語彙化していない II 類の方は、上の様態・結果の相補性の違反とはならないが、一方、死亡という結果を語彙化している I 類は同時に様態を語彙化しており、相補性仮説の反例となる可能性を抱えることになる。

ここで Husband が様態・結果の相補性が依然として有効であることを主張する根拠として持ち出したのが、「断定 (assertion)」および「前提 (presupposition)」という概念である。Husband は、様態と結果双方を語彙化している I 類の動詞であっても、以下のような振る舞いが観察されるとした。

- (18) a. King Louis XVI wasn't guillotined. He was strangled to death!
 - b. King Louis XVI wasn't guillotined. #He remained King of France for years.
- (Husband (2011: 119-120))

- (19) a. Cicero wasn't decapitated. He was stabbed!
 - b. Cicero wasn't decapitated. #He lead the revolution against Caesar.
- (Husband (2011: 119-120))

すなわち、(18)において否定の焦点となっているのは殺害の様態である。よって、(18a)のように後続する文脈で、正しい別の殺害の様態を提示することは問題とはならない。ところが、(18b)では殺害自体が否定されており、通常の文脈では容認されない。(19)についても同様である。これらの例において、I 類の殺害様態動詞は様態と結果を語彙化しているものの、二つの意味成分は振る

舞いが異なり、様態の意味成分は断定され、一方、結果の意味成分は前提となっている。

このような観察から、Husband は先に見た Rappaport Hovav & Levin (2010)の様態・結果の相補性を修正し、新たに「断定」の要素を盛り込んだ以下の改訂版を提案している。

(20) 様態と結果の意味成分は断定されている意味のレベルに関して相補分布をなしている、つまり動詞は一つの意味成分のみを断定できる。 (Husband (2011: 120))

また、Husband はこれに類する例として bachelor という語を挙げている。この名詞は [-married], [+male], [+adult] など複数の意味成分を有することが指摘されているが、以下の各やり取りの容認性の違いから明らかなように、断定されているのは [-married] という意味成分のみであると言える。

(21) Is Jessie a bachelor?

- a. No, he's married to Clare.
- b. #No, he's a humpback whale!
- c. #No, Jessie's a girl!
- d. #No, he's a five year old!
- e. #No, he's a divorcée!
- f. #No, he's the catholic priest!

(Husband (2011: 122))

語のレベルにおける Husband のこれらの主張は、考えてみれば至極当然な見解である。言語を構成する形式的な単位は、そこにある程度の量の情報を盛り込むことができるとしても、それらが同時に同程度に際立っていると、その情報を受容する側は、ポイントを絞り切れず、情報過多となり、処理不能の状態に陥ってしまう。それを避けるため、言語による情報発信がポイントを絞った提示の仕方に沿っていけば、発信する側が最も伝えたい情報が効果的に受容する側に伝わることになる。文を構成する要素として最小の単位である語のレベルでこのような制約が存在することは、効果的な情報伝達という観点から見ると極めて理にかなったことである。とすれば、それより大きい単位である単一の節や文レベルの単位においても同様の制約が存在することは容易に想定可能である。本稿では、このような方向性で、より大きな言語の単位における情報のコード化の制約を論じていくことになる。

3. 構文におけるコード化の制約

本節では、節や文レベルにおいて、語レベルにおいて見られるような、一つの言語の単位に盛り込まれる情報量に制約があるのかどうか、より具体的には、複数の情報があっても焦点の当てられる情報は一つに限定されるのかどうかを観察に基づき論じていく。

3.1. 考察の対象—構文

しかし、今後の議論において誤解を避けるため、まず本稿で論じる節あるいは文の定義を明確にしておく必要があると思われる。

それは、明確な定義を施さないまま考察の対象を「文」としてしまうと、文には千差万別多くの文があり、場合によっては、以下のように、一つの文に明らかに複数の情報を盛り込んだもの

も存在するからである。

(22) Shall we meet at a seaside restaurant around 11 a.m.?

(23) He cut the meat carefully with a sharp knife.

(22)では、話者が聞き手に問うている疑問の焦点は、落ち合う「場所」および「時刻」である。同様に、(23)では、伝達が意図された情報は切る行為の「対象」、「様態」および使用した「道具」であり、各々の情報に同程度の際立ちが与えられていると想定することは可能である。このように、通常の文では、極端な場合、限りなく情報を盛り込むことが可能となり、理論上、焦点が置かれる要素も必然的に無限に想定することが可能となってくる。

そこで、本稿では、考察の対象を全般的な文ではなく、英語学で規定される「構文」に限定することにする。特に、ここでは、意味的観点からその構文名が称されたと思われる「結果構文」(例(24))と「描写構文」(例(25))を考察の対象とする¹。

(24) Peter read himself into an inferiority complex. (= (5))

(25) He ate the shrimp raw. (= (6))

結果構文や描写構文は、無限に情報を盛り込む可能性を秘めた通常の文と異なり、それらの名称からして特定の目的を果たす構文であることが示唆され、統語的にも現れる要素が限定されてくる。このため、それらの文で焦点が置かれた要素を特定することが顕著に容易となる。本稿で考察の対象をこれらの構文に絞るのはこのような狙いがある。本稿では、構文を語と同様に情報を盛り込む言語形式の一つの単位と見なし、構文レベルにおいても、焦点の置かれるのが一つの要素に限定されるのかどうかを探っていくことにする。

3.2. 結果構文

本節では、考察する構文の一つとして結果構文を取り上げ、この構文で焦点の置かれる要素を考察していく。

議論を進める前に、まず結果構文の特徴を論じておく必要がある。

結果構文は、そうでない通常の文と比較して、文自体がもつアスペクトが異なる(cf. 小野(2007: 13-15))。例えば、次の結果構文(例(27))は、形式上、一見(26)と類似している。

(26) She shook John.

(27) She shook John awake.

しかし、両者には違いが観察され、例えば for one minute/in a few seconds との共起可能性は異なってくる。

(28) She shook John {for one minute/*in a few seconds}.

(29) She shook John awake {*for one minute/in a few seconds}.

for one minute としか共起しない(28)では、「人を揺する行為」は継続可能な行為であるのに対し、in a few seconds とのみ共起する(29)では、「人を揺すって目を覚まさせる」行為は終結点をもつ

¹ 意味的観点から称された構文に対し、統語的観点から称されたと思われる構文には、例えば「二重目的語構文」や「繰り上げ構文」などがある。

完結した (telic) 行為となる。つまり、(28)の行為は activity であり、一方、(29)は achievement である。

また、結果構文(27)における動詞 *shake* は本来、状態変化を論理的に含意しない動詞であるため、結果述語 *awake* は動詞の下位範疇素性に由来するものではない。そして、結果状態を表す *awake* の意味役割も動詞から与えられるのではなく、構文から与えられたものである (cf. Goldberg (1995))。以下のような結果構文についても同様のことが言え、総じて結果構文 (特に「派生的結果構文」(影山 (1996)))を構成する要素の意味役割は構文から与えられたものである (cf. 江口 (2021))。

(30) He hammered the metal flat.

(31) They ran the pavement thin.

つまり、結果構文は、動詞を主軸とした構成原理によって導かれる通常の文とは統語的にも意味的にも根本的に異なる形式であることがわかる。

また、結果構文の概念構造に目を移すと、以下のようなものが想定され (cf. 影山 (1996))、

(32) [[x ACT (ON y)] CAUSE [y BECOME [y BE AT-z]]]

概して、x の y に対する行為により、y が z の状態になるという事態が引き起こされたという意味概念を表すことになる。言い換えれば、この概念構造では、まず、下位事象である活動事象：[x ACT (ON y)] と、もう一つの下位事象である結果事象：[y BECOME [y BE AT-z]] が存在し、この二つの下位事象が CAUSE によってリンク付けされ、前者が後者を引き起こすという上位事象が表されている²。いわば、結果構文(27)は、以下に示すように、and で等位接続される二つの事象が、一つの節としてコード化したものだと言える。

(33) She shook John, AND as a result, he got awake.

となると、本稿の議論に関わってくるのは、上のように二つの節が接続詞 and によって繋がれば、当然、それぞれの節のある要素に焦点が置かれることになるが、これが(27)のような一つの結果構文として実現した場合には、やはり複数の要素に焦点が置かれるのか、あるいは一つの要素に限定されるのかという点が問われることになってくる。

そこで、以下、この点に関して以下の結果構文の例を見てみよう。

(34) Peter quickly read himself into an inferiority complex...

(Rappaport Hovav and Levin (2001: 776))

(35) You may sleep it [= the unborn baby] quiet again...

(Levin and Rappaport Hovav (1995: 36))

(34)は「ピーターはある書物を読み、彼の中に急速に劣等感が芽生えた」というものであるが、ここで様態の副詞 *quickly* は、この訳文からわかる通り、下位事象の一つである読む行為ではなく、読むことによって劣等感が芽生えるという上位事象を修飾していることになる。つまり、明示的

² 影山(1996)は、時間的に先行する活動事象を「上位事象」、それによって引き起こされる結果事象を「下位事象」としているが、本稿では、概念構造における“階層”に基づき、前者・後者ともに下位事象とし、それらが CAUSE によってリンクされた統合事象を「上位事象」とする。

には言語形式に現れていない概念構造の CAUSE を修飾していると見なすことができる。また、(35)は、妊婦に対し、「あなたが眠れば、あなたのおなかの中にいる赤ん坊は再びおとなしくなるかもしれませんよ」と言ったものであるが、この文に現れている may の作用域は、やはり下位事象ではなく、CAUSE を主要述部とする上位事象であることは明白である。これらのことは、結果構文において情報の中核をなす部分は、概念構造で CAUSE を核とする上位事象であり、もはや個々の下位事象ではないということを示している。

このことは、Levin & Rappaport Hovav (1995: 49)が指摘する次の do-so 代用テストの結果からも示唆される。

(36) *Bill fastened the shutters open, and Mary did so shut.

(37) *The joggers ran the pavement thin, and the runners did so smooth.

つまり結果構文に対するこのテストは、do-so が表す核の事象は、結果述語を含む動詞句全体であることを示しており、上に見た現象と同様に、結果構文の情報の中核は概念構造における上位事象が担っているということが明らかになってくる。

では、結果構文においては、概念構造における上位事象が情報の核をなすするのであれば、上位事象に関わる二つの下位事象、つまり x が y に働きかけるとい活動事象と y が z の状態になるという結果事象は同程度に情報の焦点となるうるのであろうか。

これを明らかにするために、次の例を見てみよう。

(38) A: He watered the tulip flat.

B: Gosh!

(39) Oh, you are washing your clothes dirty. (木原 (2002: 28))

(38)では、BはAの発言に驚いているが、これはAが発した結果構文の結果述語である flat、すなわちチューリップがしおれてしまったという部分に反応しているのである。単にチューリップに水を与えたことに対してではない。つまり、概念構造において結果を表す下位事象の部分に焦点が当てられていると言える。また、(39)の発言者は、相手がせっかく服を洗っているのに、汚れた水で洗って、かえって服を汚してしまっていることをからかっている。つまり、洗濯をした結果の服の状態に焦点が当てられている³。

さらに、次のやり取りを見てみよう。

(40) A: She kissed the anxiety away from him.

B1: No, he still has concerns.

B2: # No, she didn't kiss him.

(41) A: He drank himself out of a job.

B1: No, he's still working for the company.

B2: # No, he is not an alcoholic.

³ ちなみに、この文の結果述語を clean に置き換えると、この文脈で驚きを表す結果構文の効果がなくなってしまふ。

i) #Oh, you are washing your clothes clean.

(40)では、Aが「彼女は彼にキスをして、彼の不安を取り除いてやった」と言ったのに対し、現在の彼の状態を否定し、「いや、彼は今なお不安を抱いている」とするBの発言は適格だが、通常の文脈で、彼女が彼にキスをしたという下位事象を否定することは想定しにくい。「彼は酒を飲みすぎて、職を失った」に対するやり取りを示した(41)も同様である。つまり、結果構文では、結果状態を表す下位事象に焦点が置かれ、一方、それを引き起こした活動事象は前提とされ、無標の文脈では後者が議論の対象にされることはない結論づけることができる。

以上の議論をまとめると、結果構文は、情報の中核は、活動事象と結果事象が CAUSE でリンクされた上位事象であるが、情報の焦点は結果事象に置かれ、行為事象は前提となることが主張されたことになる。

3.3. 描写構文

本節では、考察の対象となるもう一つの構文として描写構文を取り上げる。

描写構文は以下の例が示すように、動詞句に描かれた事態が生じた時の、主語(例(42))もしくは目的語(例(43))の状態を述べたものである。

(42) He left the room angry. (he = angry)

(43) She ate the shrimp raw. (the shrimp = raw)

例えば、(42)をそれと類似した以下の(44)と比較すると、

(44) He left the room angrily.

(44)における *angrily* は動詞句で表された動作の様態を述べているのに対し、(42)における *angry* は、動作が行われた時の主語の状態を述べているとされる。前者の類の副詞が比較的自由に現れるのに対し、後者の描写述語のもつ意味役割は、結果構文の場合と同様、構文から与えられていると言え、それが現れる条件にも幾分制約がかかってくる⁴。

構文のアスペクトに関しては、結果述語を伴うことで構文全体が完結性 (telicity) をもつ結果構文と異なり、描写構文は描写述語を伴わない場合と比較して、文全体のアスペクトが変わることはない。

(42) He left the room angry.

(45) He left the room.

また、概念構造に関しては、結果構文では、活動事象とそれによって引き起こされる結果事象という二つの(下位)事象が関与し、そこに CAUSE という述語が導入され、全く新しい統合事象が生成されていたのに対し、描写構文では、主語か目的語の状態を表す述語が付随的に付与されるだけで、描写述語を伴わない文の概念構造は基本的に維持される。従って、描写構文では、描写述語を伴っているとは言え、それにより概念構造に新たな事象が加わるわけではない。さら

⁴ 描写述語では、以下に示すように、一時的な状態を表す場面レベル述語は適格とされる(例 i))が、恒久的な状態を表す個体レベル述語は不適格とされる(例 ii))(cf. 影山 (2009))。

i) Vanessa was sitting on the couch *fully dressed*.

ii) *Vanessa was sitting on the couch *blue-eyed*.

に、(42)を例にとってみると、文末の描写述語 *angry* は、主語の *he* を叙述する主要述語の *leave the room* に対し、同じ *he* を叙述するもう一つの述語として、二次述語とする分析がとられる。

以上のことから、描写構文は、描写述語を伴わない文の概念構造を基本的に維持するものであり、また、描写述語が文の叙述機能として果たす役割が副次的であるということもあり、描写述語の添付により文の情報構造にどのような変化をもたらすかが注目される場所である。果たして、二次述語と称される描写述語は、主要述語をしのいで文の焦点になりうるものであろうか。

そこで、以下のような描写構文の例を見てみよう。

(46) *Bill slept naked, so he caught a cold.*

(47) *It was careless of them to play tennis barefoot on such a hot day. They got burnt on their soles.*

(48) *John was arrested for driving a car drunk.*

これらの例に表される伝達内容の流れを見てみると、(46)において「ビルが風邪を引く」事態を引き起こしたのは、第1文に描かれた事象のうち、主要述語の「寝た」ではなく、描写述語が表す「裸で(寝た)」という部分であることは明らかである。(47)においても、足の裏にやけどを負うほど軽率であったのは、暑い日に「素足で(テニスをした)」ことである。(48)も同様の例である。いずれの例においても、描写構文においては、主要述語の動詞ではなく、二次述語の描写述語に焦点が置かれているのは明らかである。

さらに次の例を見てみよう。

(49) A: *He ate the meat raw.*

B1: *No, he ate it grilled.*

B2: # *No, he didn't eat it.*

(50) A: *John sent her the gift unwrapped.*

B1: *No, he sent it wrapped.*

B2: # *No, he didn't send her the gift.*

いずれの例においても、Bが否定しているのは、Aが発した描写構文のうちの描写述語が伝える部分である。つまり、Aの情報の焦点は描写述語に置かれ、それに先行する主要述語の部分は前提とされ、無標の文脈では否定の対象にならないのである。

以上の観察から、描写述語は二次述語とされるにも関わらず、構文の中で主要述語である動詞を差し置いて焦点となることが明らかである。

では、描写述語のように動作時の付随的な状態を表す要素がなぜ情報的に重要な地位を獲得するのであろうか。

この点に関しては、2節で取り上げた様態・結果の相補性を論じた Husband (2011)が興味深い見解を述べている。Husband は「様態と結果は事象構造において位置づけが異なっており、様態は修飾要素 (modifier) である一方、結果は項 (argument) である」とする Rappaport Hovav & Levin (1998)に言及し、「修飾要素は随意的 (optional) な要素であり、省略された場合には推論されない...それゆえ、修飾要素が明示的に現れた場合には、意味上中心的な役割を担う」(p. 121)と論じている。Husband のこの見解は、そのまま描写構文の描写述語にも適用されると思われる。

すなわち、描写述語は出現が随意的であり、その要素が明示されなければ、当然その存在は意識されない。しかし、そうであるがゆえに、いったんそのような要素が出現したからには、文においてそれ相応の情報上の役割を担うはずである。とすれば、動作に付随する状態を表す描写述語の存在意義は、その出現によりそれを焦点として際立たせることであり、同時に動作そのものを前提という脇の地位へ押しやることになる。

また別の観点から見てみると、生じた事態を述べるのにそもそも描写構文を用いる動機は、ある動作に付随する状態が常道を逸脱していることを述べることにあると思われる。通常通りに遂行される動作であれば、わざわざ描写構文を用いる必然性はない。従って、描写述語によって常道からはずれた部分に情報の焦点が置かれるのは、描写構文の本来の存在意義に合致していると言えよう。

こうした点を考慮した上で、先に見た(46)-(50)の文脈の流れを今一度確認してみると、すべての例において、描写述語がもたらす情報に基づいてその後の談話が進行していることが改めて伺え、ここで行った議論の妥当性を裏付けることになる。

3.4. 結果述語と描写述語の共起

これまでの観察から、結果構文、描写構文においては、それぞれの構文に固有の要素である結果述語、描写述語に情報の焦点が置かれていることが明らかとなった。となると、このことの帰結として、一つの文において結果述語と描写述語が共起することは、同時に二つの焦点を置くことになり、受信側に混乱を招き容認されにくいということになる。果たして事実はどうであろうか。

これに関して、影山 (2009: 288-289)は、結果述語と描写述語を並列したケースは容認されにくいとする Simpson (2005)の見解を引用している。

(51) ??Hammering metal flat hot makes sense. (Simpson (2005: 86))

(52) *After shooting the man dead asleep, they completed their paperwork. (Simpson (2005: 86))

これらの文の非容認性については、影山が指摘する通り、片や結果述語で変化結果の最終状態に言及していながら、片や描写述語で行為の進行中の状態に言及するという矛盾も原因の一つと思われる。しかしそれと同時に、本稿で指摘した通り、焦点が複数置かれることによる文処理の困難さも要因としてあるのではないかと思われる。

このことを裏付けるために、結果述語と描写述語が共起した以下の例を見てみよう。

(53) the child who had gone under the lorry and been pulled free of the wreckage dead (Rappaport Hovav & Levin (2001: 785))

この例では、トラックの車体の下にはまり込んでしまった子供が、その後トラックの残骸から引っ張り出されたものの、死亡した状態であったことが描かれており、結果述語の free of the wreckage と描写述語の dead が共起している。単純な見方をすれば、二つの述語が用いられていることから、双方に際立ちが与えられ、それによる情報処理の困難さが生じると予想されるが、この例に関する限りそのような違和感は認められない。むしろこの例では、二つの述語が共起し

ているものの、描写述語の方に焦点が置かれていると思われる。その根拠として、この文に対する受信者の反応は、“Oh, that’s too bad!”であって、“Oh, that’s a relief!”ではないと思われるからである。すなわち、結果述語の *free of the wreckage* に焦点が当たっていれば後者の反応が予想されるが、実際には描写述語の *dead* を受けての前者の反応が自然であるからである⁵。

以上、本節での議論をまとめると、一つの節内での結果述語と描写述語の共起は、情報の焦点を複数含む可能性を秘めるために原則として避けられる傾向にあるが、実際に共起した場合でも、両者が同程度に際立つのではなく、一方の述語に焦点が置かれるのであれば、受信者側に処理上の問題を引き起こすこともなく容認されるということになる。

4. 発話様態動詞

3.節では、文レベルにおいて情報の焦点が置かれるのは一つの要素に限られるということを結果構文と描写構文という特定の構文について検証した。これらの構文はそれぞれ、活動事象によりもたらされる結果、および動作に付随する状態という特定の意味内容を表すことを意図した構文であり、文内ではまさにその部分に焦点が置かれるということが、数々の事例を検証した結果、明らかとなった。

なお、この議論の前提にあるのは、言うまでもなく、考察の対象になった文あるいは節は単一のものであるということである。例えば、3.4.節の議論で、結果述語と描写述語が共起した例として容認されないとした(52)の類例である以下の(54)も、(55)のように二つの節に分けて表現すれば、無理なく容認される。

(54) *They shot the man dead asleep.

(55) They shot the man asleep and he went dead.

(55)では、焦点は前半の節の *asleep* と後半の節の *dead* に分散され、本稿で論じてきた「一つの節（構文）に一つの焦点」という制約は依然として有効である。

そこで本節では、この点をより明確にするために、発話様態動詞に関するふるまいを見ておく。

発話様態動詞は、発話に関連した動詞であるものの、発話の様態に重きの置かれた動詞である。例えば、*shout*, *whisper*, *murmur*, *mumble* などがこの範疇に入るとされる。この範疇の動詞は、2.節で見た殺害様態動詞と同様、発話様態の部分に焦点が置かれ否定の対象となるが、一方、発話の事実自体は前提とされ、否定の対象とはならない。

(56) a. Mary didn’t whisper that Bob would be married to Keiko. She shouted it happily.

b. #Mary didn’t whisper that Bob would be married to Keiko. She said nothing.

(小栗 (2013: 5))

発話動詞補文と話し手の主観的真偽判断について論じた廣瀬 (1986)は、発話様態動詞に関して、

⁵ この文のもう一つの可能な分析としては、*free of the wreckage* の果たす役割が、*out of the wreckage* と同等の意味内容をもつとする解釈である。つまり、*pulled free of the wreckage* を「動詞+結果述語」としてではなく、後に経路 (*out of the wreckage*) 相当句を伴う使役移動動詞(*pull*)の連鎖と取れば、これを「結果構文+描写構文」としてではなく、単に後に描写述語の *dead* を伴った描写構文と取ることが可能である。そうすると、ここで描写述語に焦点が当たっていることについては問題なく説明がつく。

この範疇の動詞に後続する *that* 節は、「話し手の主観的真偽判断の対象」となる断定補文にはなりえないとした。そのため、発話内容には話し手の真偽判断が及ばないことになる。この結果、廣瀬によれば、*say* のような発話動詞は、話し手の真偽判断を表す副詞 *correctly/incorrectly* と共起できるが、発話様態動詞ではそれができないとする。

(57) John *correctly/incorrectly* said that he was a genius in mathematics.

(廣瀬 (1986: 316))

(58) *John *correctly/incorrectly* mumbled that he was a genius in mathematics.

(廣瀬 (1986: 316))

その一方で、廣瀬は発話様態動詞が用いられ、かつ話し手の真偽判断が下された以下のような例を挙げている。

(59) John mumbled that he was a genius in mathematics, but he actually isn't.

(廣瀬 (1986: 316))

この例に対し廣瀬が施した説明は、「[発話様態動詞]は発話の様態の記述に重きを置くとはいえ、その補文が一定の命題内容をもつ」とするもので、よって(59)は容認されるとする。しかし、この説明では(58)と(59)の容認性の違いについて明確な説明がなされたとは言いがたい。

この問題の解決にあたっては、小葉(2013)に幾分示唆的な見解がある。小葉は、本稿の立場と同様に「断定」、「前提」の概念を用い、(58)の非文性について、発話様態動詞は、様態が断定され、発話内容の伝達は前提となるため、発話内容が焦点とはならないとした。この結果、*mumble* のような発話様態動詞は、話し手の真偽判断を表す *correctly/incorrectly* と共起できないとする。ただし、この小葉の見解でも、(59)の容認性については依然として十分な説明ができないと思われる。

そこで、この点については、本稿で提示した「単一の文(節)における焦点は一つに限定される」という制約を持ち出すことにより、(58)と(59)の容認性の違いについての明確な説明が可能になると思われる。

まず、容認されない(58)では、動詞 *mumble* により発話の様態に焦点が置かれ、かつ、*correctly/incorrectly* により発話の伝達内容に対する真偽判断にも焦点が置かれている。一方、(59)の容認性については、確かに、第1文の焦点は *mumble* が表す発話の様態に重点が置かれているが、発話内容も伝達を意図した内容の一部となっており、この情報を受けて次の節の談話が続くことは問題とはならない。つまり、(59)では、まず前半の節で発話の様態に焦点が置かれ、次に話し手の真偽判断はそれとは別の節で提示されているため、「一つの節に一つの焦点」の制約の違反とはならない。一方、(58)では、発話の様態と発話内容に対する真偽判断という、いずれも焦点となりうる要素が単一の節で同時に提示されている。これにより上の制約の違反となるのである。

本稿の冒頭で「単一経路の制約」の違反で非文とされた(1)も、経路句が(60)のように *and* を介して二つに分けて提示されれば非文性は解消されるのである。

(1) *Shirley sailed into the kitchen into the garden.

(60) Shirley sailed into the kitchen and into the garden.

言語において、語や節は情報をインプットする単位となり、そこに盛り込まれる情報量、特に情報の中心的な役割を担う要素の数には制約が存在する。語や節そのものの長さは問題とはならない。上に見た *bachelor* という語では、語彙化された意味成分には[-married]のほか、[+male]、[+adult]、[-divorced]など多くの成分がある。しかし、その中で際立つ要素は唯一[-married]である。節についても同様で、その長さいかに関わらず、情報を盛り込む形式として、一つの形式に際立つ情報は一つという原則が想定される。例えば、節の長さが短いからと言って同時に際立つ情報が複数存在するようなケースが一旦容認されると、歯止めがなくなり、焦点の数がさらに増えていく危険性ははらむ。そこで、言語は最もベースとなる部分で厳格な歯止めがかかり、際立つ要素は一つという原則が固く貫かれ、それ以上の妥協は一切容認されないといい。「単一の形式に単一の焦点」は、伝達される情報とそれを盛り込む形式とを繋ぐ極めて単純であるが、極めて重要な制約であると言える。

5. 要約

本稿では、「様態・結果の相補性仮説」の妥当性をめぐる議論として、殺害様態動詞を取り上げ、「断定」・「前提」という概念を用いて、修正した形でのこの仮説の有効性を論じた *Husband* (2011) の議論を起点とし、語のレベルにおいてだけでなく、節のレベルにおいても断定される要素、すなわち焦点の数に制約があるかどうかを論じた。

考察の対象としたのは構文で、特にその構文の名称が特定の意味役割を果たすことを示唆する結果構文と描写構文を選んだ。これらの構文は統語的にも現れる要素に制限があり、焦点が置かれる要素を特定しやすいという利点があった。

考察の結果、概念構造において新たに結果事象が導入される結果構文では、その事象に焦点が置かれることが明らかとなった。また描写構文では、活動が遂行される時の付随的な状態を表す描写述語に焦点が置かれ、随意的な要素でありながら、その出現自体により自らを際立たせるといった特徴が論じられた。

また、結果述語・描写述語双方とも焦点を担うため、一つの節内でのそれらの共起は、情報の焦点を同時に二つ含む可能性を秘めるため原則として避けられる傾向にあるが、実際にそれらが共起した例では、焦点は一方の要素に置かれ、焦点の衝突は生じていないことを見た。

さらに、発話様態動詞の補文に関する議論を取り上げ、ひとつの節において複数の焦点があることにより容認性が下がる事例を検証し、本稿で提案する制約が単一の節を対象とした制約であることを改めて確認した。

最後に、本稿で主張する「単一の形式に単一の焦点」は、言語で情報を盛り込む形式に課される極めて単純ながら極めて重要な原則であるとした。この制約は、究極的には人間が情報を受容する際に許容される記憶の量に関わり、違反することで人間の情報処理に支障をきたすものであるため、そのような不都合な状態に至らないよう、あらかじめ情報をインプットする言語の形式に課せられた基本的な制約であると言える。その意味で、この制約はおそらく多くの言語に共通する普遍的な性格をもつものではないかと思われる。

参考文献

- 江口 巧 (2021) 「本来の結果構文は本当に結果構文か？」『言語科学』第 56 集, 17-25, 九州大学大学院言語文化研究院言語研究会.
- Goldberg, Adele E. (1995) *Constructions: A Construction Grammar Approach to Argument Structure*, The University of Chicago Press, Chicago.
- 廣瀬幸生 (1986) 「発話動詞補文と話し手の主観的真偽判断」『英語青年』132 卷 7 号, 314-318, 研究社, 東京.
- Husband, E. Matthew (2011) “Rescuing Manner/Result Complementarity from Certain Death,” *Proceedings of the 47th Annual Chicago Linguistics Society*, 111-124.
- 影山太郎 (1996) 『動詞意味論—言語と認知の接点』くろしお出版, 東京.
- 影山太郎 (編) (2009) 『日英対照 形容詞・副詞の意味と構文』大修館書店, 東京.
- 木原美樹子 (2002) 「英語の結果構文に関わる意味的制約」『中村学園大学・中村学園大学短期大学部研究紀要』第 34 号, 25-31.
- Koontz-Garboden, Andrew & John Beavers (2011) “Manner and result in the roots of verbal meaning.”
- Levin, Beth and Malka Rappaport Hovav (1995) *Unaccusativity: At the Syntax-Lexical Semantics Interface*, MIT Press, Cambridge, MA.
- 小葉哲哉 (2013) 「事象構造と談話文脈の関わり—様態・結果の相補性」日本英文学会第 85 全国大会シンポジウム『意味役割と事象構造をめぐって』ハンドアウト, 1-10.
- 小野尚之 (2007) 「序論—結果構文をめぐる問題」『結果構文研究の新視点』小野尚之(編), 1-31, ひつじ書房, 東京.
- Rappaport Hovav, Malka and Beth Levin (1998) “Building verb meaning,” *The projection of arguments: Lexical and compositional factors*, 97-134.
- Rappaport Hovav, Malka and Beth Levin (2001) “An Event Structure Account of English Resultatives,” *Language* 77. 4, 766-797.
- Rappaport Hovav, Malka and Beth Levin (2010) “Reflections on manner/result complementarity,” *Syntax, Lexical Semantics, and Event Structure*, ed. by Malka Rappaport-Hovav, Edit Doron & Ivy Sichel, 21-38, Oxford University Press, Oxford.
- Simpson, Jane (2005) “Depictives in English and Warlpiri,” *Secondary predication and adverbial modification*, ed. by Nikolaus Himmelmann and Eva Schultze-Berndt, 69-106, Oxford University Press, Oxford.